

## 香美市 キービジュアル 使用許可(変更)申請書

香美市長 様

記入例

住所 高知県香美市土佐山田町〇〇  
団体名 株式会社〇〇  
代表者氏名 香美 太郎  
電話番号 0887-53-〇〇  
E-mail 〇〇@kami.jp



香美市キービジュアルの使用(使用内容の変更)について、備考及び留意事項を確認し、別記条件を了承のうえ、下記のとおり申請します。

## 記

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可 <input type="checkbox"/> 内容変更(許可番号:第 号)
使用種別	①.キービジュアル 2.キービジュアル(縦型) 3.キービジュアル(横型) ④.エンブレム+キャラクター1体 5.エンブレムのみ
※該当するものに	※3.エンブレム+キャラクター1体を選択される場合は、使用を希望するキャラクター欄をご記入ください。
使用を希望するキャラクター (複数申請可)	キャラクター <input type="checkbox"/> 土佐打刃物 タンちゃん <input type="checkbox"/> 龍河洞 リューくん <input type="checkbox"/> フラフラ フラクン <input type="checkbox"/> さくらてんし <input type="checkbox"/> あじさいひめ <input type="checkbox"/> かりかり モモコちゃん <input type="checkbox"/> 瀧のシブキちゃん <input type="checkbox"/> しいたけ たけちゃん <input type="checkbox"/> ぎんなん ぎんちゃん <input type="checkbox"/> ゆずぼうや <input type="checkbox"/> さんれい さんちゃん <input type="checkbox"/> 森の モリくん <input type="checkbox"/> 物部 アユちゃん <input checked="" type="checkbox"/> カミーティア
貸与を希望するデータの種別	<input type="checkbox"/> JPEGファイル <input checked="" type="checkbox"/> Adobe Illustrator <input type="checkbox"/> カラーデータ <input type="checkbox"/> モノクロデータ ※ <input type="checkbox"/> 印にチェックを入れるか又は塗りつぶしてください ※カラーデータの白黒印刷使用はできません ※使用できるデータはキャラクターのみです
使用目的・使用方法等 (可能な限り詳細に)	〇〇イベントのため、キービジュアルを使ったポスターを作成・掲示し香美市の広報を行う。 またイベント終了時には、〇〇事務所(所在 香美市土佐山田町〇〇)にて掲示し、引き続き香美市の広報を行う
仕様 (名称、規格、種類及び数量等可能な限り詳細に)	〇〇プリント方式にて耐水性ポスター〇枚を作成 ※添付書類(有)無) / 1. 企画書 2. レイアウト、スケッチ、原稿 3. その他市長が必要と認めるもの
展開予定地域 (海外許諾不可)	1. 香美市内 2. 高知県内(高知市中央公園) 3. 日本全国( ) ※予定地域に〇をしてください。2及び3は香美市を含み、具体的な地域案がある場合は記入してください
使用希望期間	2024年 〇月 〇日 から 2024年 〇月 〇日 まで
発注先 (申請者同一の場合記載不要)	(住所) 高知県高知市〇〇 (名称) 〇〇印刷 株式会社 (電話番号) 088-〇〇-〇〇
担当連絡先 (所属・氏名 電話・E-mail)	(所属) 株式会社〇〇 (氏名) 物部川 花子 (電話番号) 0887-53-〇〇 (E-mail) 〇〇@kami.jp

## [備考]

- 申請受付後、手続きに時間を要する場合があります。
- 使用目的・使用方法等及び製品の仕様が不十分な場合は再提出をお願いする場合があります。
- 申請書の提出方法は、持参またはメール添付によるものとします。
- 使用目的が営利的である場合、別途 香美市香美市キャラクター使用取扱規程の申請を提出していただく場合があります。
- 申請書の様式は予告なく変更されることがあります。

## 【別記条件】

- 使用許可を受け貸与されたデータは、許可された用途以外に使用してはならない。
- 「香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則」第4条各号のいずれにも該当しない個人及び団体であること。
- 次のいずれかに該当する行為をした場合は、これにより市に生じさせた損害を賠償すること。  
(1) 告示及び告示で定める様式に付した条件等に違反したとき又は違反することが判明したとき。  
(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- 故意又は過失により貸与データをき損(電子データの誤消去を含む。)、紛失等したときは、その損害を賠償すること。

決裁日: 年 月 日  
許可番号: 第 号

決定者	企画財政課	商工観光課